○国土交通省告示第九十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2694	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＲ06ＡＴ１	スズキ　ＤＡＡ－ＭＫ42Ｓ、マツダ　ＤＡＡ－ＭＭ42Ｓ、スズキ　ＤＡＡ－ＭＨ44Ｓ、マツダ　ＤＡＡ－ＭＪ44Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
自Ｇ－2695	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＲ06ＡＥ６	スズキ　ＤＢＡ－ＭＨ34Ｓ、マツダ　ＤＢＡ－ＭＪ34Ｓ	〃

○国土交通省告示第九十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2692	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＫ12ＣＥ１	スズキ　ＤＡＡ－ＭＡ36Ｓ、三菱　ＤＡＡ－ＭＢ36Ｓ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地
自Ｇ－2693	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＢＡＭＫ12ＣＥ１	スズキ　ＤＢＡ－ＭＡ26Ｓ、三菱　ＤＢＡ－ＭＢ26Ｓ	〃

○国土交通省告示第九十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＧＳ－2079	一酸化炭素等発散防止装置　クボタ　Ｖ6108－ＣＲ－ＴＩ－ＹＤＲ	吸入負圧：7.3kPa　排気圧力：9.0ｋPa、吸入負圧：6.4kPa　排気圧力：8.0kPa	株式会社クボタ　大阪市浪速区敷津東１丁目２番47号

○国土交通省告示第九十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2696	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＥＢＤＤＲ06ＡＥ２	スズキ　ＥＢＤ－ＤＡ16Ｔ、マツダ　ＥＢＤ－ＤＧ16Ｔ、ニッサン　ＥＢＤ－ＤＲ16Ｔ、三菱　ＥＢＤ－ＤＳ16Ｔ	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第九十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月二十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－44Ｒ－040013	年少者用補助乗車装置　タカタ　ＴＫ04－040	なし	タカタ株式会社　東京都港区六本木一丁目４番５号

○国土交通省告示第九十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｎ－1236	騒音防止装置　日野98－Ａ05Ｃ－01	日野　ＱＳＧ－ＨＬ２Ａ　＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第九十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2697	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ａ05Ｃ－ＴＡＢ	日野　ＱＳＧ－ＨＬ２Ａ　＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第九十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十七年七月三十一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十八年一月十三日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるべとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－121Ｒ－000005	操作装置　トヨタ　Ｓ21	ＡＲＳ210－ＡＥＺＷＺ、ＡＲＳ210－ＡＥＺＸＺ、ＡＲＳ210－ＡＥＺＹＺ、ＧＲＳ210－ＡＥＴＬＨ、ＧＲＳ210－ＡＥＴＱＨ、ＧＲＳ210－ＡＥＴＵＨ、ＧＲＳ211－ＡＥＴＬＨ、ＧＲＳ211－ＡＥＴＱＨ、ＧＲＳ211－ＡＥＴＵＨ、ＧＲＳ211－ＡＥＴＷＨ、ＧＲＳ211－ＡＥＴＸＨ、ＧＲＳ211－ＡＥＴＹＨ、ＧＲＳ214－ＡＥＺＸＨ、ＧＲＳ214－ＡＥＺＹＨ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地